

j
令和5年2月27日招集

令和5年 第2回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第2回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第2回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和5年2月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（15名）

1番 大江 正好	2番 本 田 勝 彦	4番 東 海 林 光 輝
6番 寒 河 江 一 浩	7番 庄 子 裕 絵	8番 高 岡 貞 雄
9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春
12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇
15番 大 内 恒 一	17番 岡 田 和 敏	18番 瀬 野 幸 太 郎

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第2号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第7号 事業計画変更承認申請について
- 第 8 議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第9号 農用地利用集積計画について
- 第10 議第10号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について
- 第11 議第11号 令和5年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について
- 第12 議第12号 非農地の判断について
- 第13 農地あっせん委員会の報告
- 第14 農地転用委員会の報告
- 第15 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農政主査兼係長	杉 村 兼 吾	農地主査兼係長	松 岡 義 朗
主任	杉 浦 ひとみ		

1. 議 長 農業委員会会長職務代理者 瀬 野 幸太郎

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第2回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、3番 門脇功委員、5番 高岡茂雄委員、19番 菅原繁治委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

1番 大江正好委員、2番 本田勝彦委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第1回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第2号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第12、議第12号非農地の判断についてまでの、1報告と8案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。杉村農政主査、お願いします。

【杉村農政主査】

令和5年、第2回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、10件であります。

報第2号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 16 番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,244 m²他 1 筆。賃貸人住所氏名：東根市さくらんぼ駅前二丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者に売却であります。

以下、受付番号 17 番から 25 番までの 9 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。4 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、8 件です。

議第 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。5 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 4 番、土地の所在：大字野川字新野川●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：408 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。事由：兼業による経営縮小、経営面積：57 a。譲受人住所氏名：東根市大字野川 1153 番地の 2。有限会社松野屋 代表取締役 清野和紀。事由：経営規模拡大、経営面積：285 a であります。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 5 番、土地の所在：大字東根元原方字大森東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,846 m²。貸人住所氏名：東根市大字東根乙●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：66 a。借人住所氏名：東根市大字泉郷 569 番地 3、●●●●。

事由：新規就農 経営面積：0 a であります。

以下、受付番号 6 番から 10 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 11 番 土地の所在：大字長瀬字北方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,983 m²の内 1,983 m²他 2 筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：387 a。借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●●。事由：新規就農、経営面積：0 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略

させていただきます。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号1番 土地の所在：神町中央一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：340㎡。申請人住所氏名：東根市神町北一丁目●●●●、●●●●。職業：会社員 転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、通路他で、所要面積計が340㎡であります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1件であります。

議第7号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の、促進等に関する、事務処理について」（昭和51年9月30日付け、51構改B、第1939号、農林省構造改善局長通知）に該当するので、本会の意見を求めるものであります。

11頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号3番、当初計画者住所氏名：宮城県亶理郡亶理町逢隈田沢字川窪●●●●、●●●●、職業：嘱託職員。承継者住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●、職業：農業。承認を受ける土地の所在：羽入東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：322㎡。用途：当初 一般住宅、変更後 一般住宅となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、7件です。

議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号6番、土地の所在：六田一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：712㎡。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●、●●●●、職業：無職。譲受人住所氏名：東根市中央二丁目11番1号。天野地所株式会社 代表取締役、天野誠也、職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、通路他。所要面積計1,794.27㎡。備考として、所

有権移転、併用地有、実測面積があります。

以下、受付番号7番から18頁の受付番号12番までの6申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、19頁に記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20頁をお開き下さい。

ただいま説明致しました、農地法第4条、第5条及び事業計画変更承認申請の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。21頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、54計画です。

議第9号、農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。22頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号9番、土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,244㎡他1筆。売人住所氏名：東根市さくらんぼ駅前二丁目●●●●、●●●●●。買人住所氏名：東根市大字長瀬1399番地。株式会社ファーム片桐、代表取締役、片桐忠一。用目的：水田として利用、移転時期：令和5年2月27日。対価、総額：300,000円、支払い方法：現金。支払期限：令和5年3月14日、引き渡し時期：令和5年3月15日。

買人の耕作面積は2,596aであります。

以下、受付番号10番から24ページの受付番号19番までの10申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。25頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号47番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,186㎡。貸人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和5年3月25日、終期：令和11年3月24日。賃借料：10aあたり8,361円、6年再設定。借人の耕作面積は294aであります。

以下、受付番号48番から31頁の受付番号88番までの41申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。32頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 89 番、土地の所在：大字羽入字小見●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：614 m²他 2 筆。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 5 年 2 月 27 日、終期：令和 15 年 2 月 26 日。賃借料：無償、10 年新規。借人の耕作面積は 221 a であります。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。33 頁をお開き下さい。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は、1 件です。

議第 10 号、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年 3 月 30 日付け、元構改 B 第 156 号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第 3（1）の規定により、本会の議決を求めるものであります。34 頁をお開き下さい。

贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者。

番号 1、住所：東根市大字野川●●●●、世帯コード：●●●●。受贈者：●●●●、贈与者：●●●●、備考：贈与であります。35 頁をお開き下さい。

議第 11 号、令和 5 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について

令和 5 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準については、令和 5 年 2 月 8 日付けで、東根市農作業賃金・機械利用料金標準策定協議会へ諮問し、別紙のとおり答申がありましたので、本会の議決を求めるものであります。36 頁をお開き下さい。

2 月 8 日に開催された、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会からの答申文であります。37 頁をお開き下さい。

答申されました令和 5 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準（案）となります。

表は左から、作業名、単価、令和 5 年度（案）、令和 4 年度、摘要の順に掲載をしており、上段の表が農作業賃金、下段の表が機械利用料金となっており、令和 5 年度の金額をこの度提案するものであります。

なお、各作業名及び金額等については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。38 頁をお開き下さい。

今月の非農地の判断関係は、28 件であります。

議第 12 号、非農地の判断について

農地法の運用について、平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号 21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知により、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な別紙土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないことを本会において決定するものであります。

非農地の判断をする土地につきましては、農地法第 30 条第 1 項に規定する、利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地であることから、農地法の運用についての農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知のうち、遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての判断基準に該当するか否かにより農地、非農地の判断を行うものであります。

基準につきましては、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で、農業的利用を図るための条件いわゆる基盤整備事業の実施等になりますが、それらが計画されない土地で、次に申し上げるどちらかに該当するものが、農地に該当しない非農地として、それ以外のものを農地とすると規定されております。

1 つ目が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。

2 つ目が、1 つ目以外の場合であって、その周辺の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。39 頁をお開き下さい。

非農地の判断関係であります。

番号 1、土地の所在、大字東根元東根字大白●●●●。地目 登記簿：畑、現況：畑、地積：694 m²他 4 筆。所有者住所氏名、東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。

以下、番号 2 から、42 頁の番号 28 までの 27 件につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

集計となります。東根地区、件数 6 件、筆数 22 筆、面積 7,752 m²、東郷地区、件数 22 件、筆数 80 筆、面積 31,997.91 m²、合計：件数 28 件、筆数 102 筆、面積 39,749.91 m²となります。

43 頁以降は、非農地の判断関係を示す位置図になりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 8 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 13、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会副委員長より求めます。6 番、寒河江一浩農地あっせん委員会副委員長。

【6 番寒河江一浩農地あっせん委員会副委員長】

はい、6 番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 2 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請1件、賃貸借権設定の許可申請6件、使用貸借権設定の許可申請1件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について1件、合計9件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る2月16日実施の、事務局による現地調査、さらに提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号4番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号5番から10番までの申請事由は新規就農となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号11番の申請事由は新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏、●●●●●氏、●●●●●氏、3名への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第3条申請については許可する事、また市内農地のあっせんを進めていく事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

次に、贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてですが、周辺農地に影響を及ぼすことなく耕作しており、適切に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第14、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を2月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請1件、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請7件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る2月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、

受付番号3番については、当初、一般住宅を整備する計画でありましたが、計画がとん挫した事から、新たな承継人が一般住宅を整備するものであります。

次に、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号1番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号6番、7番及び8番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号6番及び7番は宅地分譲、受付番号8番は資材置き場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号9番及び11番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号9番については、隣接する土地と一体として事業の目的に供する場合、申請事業の総面積に占める第一種農地の割合が3分の1を超えない範囲で駐車場など、受付番号11番については国道、県道沿いに物流施設(倉庫)を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) f」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (d)」に該当

受付番号10番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ) b」に該当

受付番号12番については、農振農用地の区域内にある農地となりますが、工事期間中の一時的な利用として、仮設事務所などを整備するものであります。

農地区分(農用地)「第2の1の(1)のアの(ア)」に該当

立地基準(農用地)「第2の1の(1)のアの(イ) c」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願ひいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 15、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 9 号農用地利用集積計画について、10 番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願ひます。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【9 番 仲野孝蔵委員】

9 番仲野です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 6 号及び 8 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 9 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要

件を満たしている」と認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 11 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第 12 号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番 大江正好委員】

1 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 5 号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 8 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 9 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 10 号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

議第 11 号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

議第 12 号については、森林の様相を呈しているなど、非農地の要件を満たしていることから、非農地として決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【15 番 大内恒一委員】

15 番大内です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 5 号については、新規就農 によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第7号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第8号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第9号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第11号については、東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準策定協議会より答申ありました内容を審議しましたところ、答申どおり決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第2号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第6号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第7号事業計画変更承認申請について、議第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上、4案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第5号から議第8号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、承認相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第5号から議第8号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び、承認相当との意見を付することに決しました。

次に、議第9号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの

間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 9 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 9 号については、決定することに決しました。

10 番石山一穂委員の復席を求めます。

10 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 9 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 10 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、議第 11 号令和 5 年度東根市農作業賃金・機械利用料金協定標準について、議第 12 号非農地の判断について、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 10 号から議第 12 号について、農地あっせん委員会、及び、地区委員会の審議のとおり、承認すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 10 号から議第 12 号については、承認すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 2 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員